

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	公的給付の支給等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木津川市は、公的給付の支給等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報のファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府木津川市長

公表日

令和5年8月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給等を行う。対象となる給付は次のとおり。 ①住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 ②子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務 ③電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務 ④エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務
③システムの名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金システム、中間サーバー、番号連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯への臨時給付金給付管理台帳ファイル、住民税非課税世帯等臨時特別給付管理台帳ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付管理台帳ファイル、エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付管理台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 101の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第59条の4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和3年内閣府、総務省告示第2号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課 健康福祉部くらしサポート課
②所属長の役職名	健康福祉部社会福祉課長 健康福祉部くらしサポート課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部社会福祉課 健康福祉部くらしサポート課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て世帯への臨時特別給付金に関する事務 木津川市健康福祉部社会福祉課 619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1211 住民税非課税世帯等世帯への臨時特別給付金に関する事務 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務 エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務 木津川市健康福祉部くらしサポート課 619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-79-0307

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-----------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月31日	I 1②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給等を行う。対象となる給付は次のとおり。</p> <p>①住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 ②子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務 ③電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給等を行う。対象となる給付は次のとおり。</p> <p>①住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務 ②子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務 ③電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給事務 ④エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務</p>	事後	エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金の制定に伴い修正
令和5年7月31日	I 1③システムの名称	住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、中間サーバー、番号連携サーバー	住民税非課税世帯等臨時特別給付金システム、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム、エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金システム、中間サーバー、番号連携サーバー	事後	エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金の制定に伴い修正
令和5年7月31日	I 2特定個人情報ファイル名	子育て世帯への臨時給付金給付管理台帳ファイル、住民税非課税世帯等臨時特別給付管理台帳ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付管理台帳ファイル	子育て世帯への臨時給付金給付管理台帳ファイル、住民税非課税世帯等臨時特別給付管理台帳ファイル、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付管理台帳ファイル、エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付管理台帳ファイル	事後	エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金の制定に伴い修正
令和5年7月31日	I 8連絡先	<p>子育て世帯への臨時特別給付金に関する事務 木津川市健康福祉部社会福祉課 619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1211</p> <p>住民税非課税世帯等世帯への臨時特別給付金に関する事務 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務 木津川市健康福祉部くらしサポート課 619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-79-0307</p>	<p>子育て世帯への臨時特別給付金に関する事務 木津川市健康福祉部社会福祉課 619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-75-1211</p> <p>住民税非課税世帯等世帯への臨時特別給付金に関する事務 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務 エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務 木津川市健康福祉部くらしサポート課 619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9 電話0774-79-0307</p>	事後	エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金の制定に伴い修正